



12月定例会

一般会計補正予算

ルネサンス棚倉指定管理委託料など1億1,240万円を増額

12月定例会は、12日から14日までの3日間の会期で開催されました。
一般会計及び特別会計並びに上水道事業会計の補正予算関係などの議案8件。福島県人事委員会勧告による勤勉手当の条例改定関係などの議案10件。計18議案を原案どおりに可決しました。

補正予算の主な質疑内容は、ルネサンス棚倉費（委託料6千万、貸付金4千万の補正増）について抜粋して掲載します。

藤田智之議員

Q 先日説明された町の3年間の振興計画の実施計画にも無かったものが、なぜ突然補正計上されたのか。

産業振興課長 損害賠償を請求しているが回答がなく、このままでは、資金繰りがつかなくなるため。

Q 町として、町民にどの様に説明するのか。広報紙などで説明する考えはあるか。

産業振興課長 どういう方法がいいか検討したい。

Q 委託費6千万円の根拠は。産業振興課長 販売額、一般経費から収入額を差し引いて、かつ賠償金を差し引いた金額を計上した。

Q 経営改善の詳細な計画は今は無いとのことだが、いつ示されるのか。

産業振興課長 これから作成する予定で、議会等にも示していきたい。

Q 当初は町職員が数名ルネサンスに派遣されていたが、10年以上誰もいない状況にある。危機的な状況のなか派遣を検討すべきではないか。

産業振興課長 人事案件なので返答できない。

Q 月毎で売上や、事業計画を検討すべきではないか。

産業振興課長 十分協議したい。

Q 業績が劇的に改善しない場合、大きな金額を毎年投入され続ける最悪な想定も必要ではないか。

産業振興課長 今後、色々な方向から調査研究をしていきたい。

Q 回答がない賠償金だが、本当にもらえると考えているのか。無理ではないのか。

産業振興課長 何とも言えない状況。

Q 業績が劇的に改善しない場合の計画も同時進行で検討すべきでは。

産業振興課長 改善計画を作りながら、別の方向も調査研究していきたい。



鈴木政夫議員

Q 筆頭株主の町としては、他の出資している各団体とは連絡調整、話し合いはされているのか。

産業振興課長 株主へは今後、説明をしていく予定と聞いている。

Q 取締役会について、今年度は何回開催したのか。

産業振興課長 今年度は、取締役会は開催していないが、数回の連絡調整会議において、取締役も出席し経営状況や今後の計画など議論をしている。

古市泰久議員

Q 改善計画書の提示がなされていないが、東電の賠償金ありきで経営してきたのではないか。

産業振興課長 大震災の影響は大きく、賠償金ありきと言われても仕方がないが、今後、改善計画を作成し営業等に力を入れていきたい。

Q 震災以降のこの7年間に、改善計画書の作成ができなかったのか。

町長 大震災の風評被害が現在も色濃く残っている現状で、ここ3年間は売り上げが伸びてきている。また、全員協議会でお示したように平成34年からは赤字になるという計画を立てている。

更には、町民の健康づくりのためのトレーニングジムや、食材の調達に関しては町内からの購入が多いので、その経済効果も大きいと考える。観光誘客を考える上ではルネサンス棚倉が無いと町の更なる地方創生は進まないとの総合的な判断をしたうえで数年間は町で支援していくこととなった。

菊池忠一議員

Q 経営改善計画について、いつ頃に私たちの手元に届くのか。

産業振興課長 今後の動向を見ながらになるので、具体的な日程は申し上げられない。

上記、一般会計補正予算の質疑の後、3名の議員より討論が行われました。

反対討論 鈴木政夫議員

一般会計補正予算案について反対の立場で討論をします。

平成30年度一般会計補正予算はルネサンス棚倉費のなかで新たに指定管理業務委託料6千万円、無利子の貸付金4千万円、合わせて1億円を計上している。更に町に対しての施設整備費の納付金は毎年3千万円の返済計画を当分の間凍結するとの内容であった。また、東京都特別区職員互助会への補償金の返還残額が5千万円を分割納付、年間1千万円にするにあたり債務負担の設定をすることによってあります。

ルネサンス棚倉はオープンから30年近くになるが、私は当初から今日の事態を想定し懸念を表明してまいりました。これらの負担は全て町民の税金を含めた町財政からの負担となります。なぜこのような事態になったのか、東電の原発事故による風評被害影響を否定す

ることはできません。

しかし、それ以上に30年経過する今日において第3セクター方式のままで果たしていいのか。指定管理委託の問題が改めて問われております。

しかし、現実的問題として株式会社ルネサンス棚倉の最高責任者は果たして誰なのか。取締役は責任を果たしているのか。取締役会は前年度1回しか開かれていないという驚くべき事態も明らかになっております。

こうした事態を総括することもなく、また将来のあり方も示されることもなく、損失の穴埋めに多額の町費を投入すると言つことは、あまりにも拙速であり町民の理解を得ることはできません。

よって、本議案に反対の立場を表明し討論と致します。

賛成討論 佐川裕一議員

一般会計補正予算について賛成の立場で討論をします。

今回の一般会計補正予算は1億1,240万7千円の増額であります。その内容は地方交付税の増額をはじめ障がい者等福祉



関連の事業費増に伴う国県負担金の増や各種補助事業が確定したことによる補正内容であります。また、ふるさと納税においても順調に寄付額が伸びており歳入の各項目において適正に計上されているものと思われまます。

また、歳出においても、福祉、産業振興、教育の充実、災害復旧費などによる増額等であり、それぞれの事業費確定による内容が主なものであります。

更に大きな要因でありますルネサンス棚倉への指定管理委託費及び経営安定化を図るための貸付金はルネサンス棚倉の経営状況が困難な状況であるためであり、福島第一原発事故以降の風評による減収が第一の原因で今年度は、先般東京電力からの賠償金が「ゼロ」という回答だったことで、当分の間、公費を投入することはやむを得ない状況と判断ができます。

今後は更なる営業努力を重ねて頂き、黒字回復され経営の安定を強く望むものです。したがいまし、歳入歳出ともに適正に算出計上し第6次振興計画に掲げます諸施策の充実を目指していると判断し、この補正予算案に賛成の立場で討論いたします。

反対討論 古市泰久 議員

一般会計補正予算案について反対の立場で討論をします。

ルネサンス棚倉費における委託料6千万円、貸付金として4千万円の歳出については承服しかねる。先程の質疑でも申し上げたが、東京電力の補償期間は、いつかは切れる。その間に、今、損益上で黒字を出している時期に、きちっと改善計画を作り、それに基づいた経営上の対策を図るべきだと再三に渡って質問し改善を要求してきました。しかしながら、今回の説明においては、ルネサンス棚倉の経営改善の方策を示し経営の立て直しを図るための資料であるんだと、先日の全員協議会でも説明がありました。先日の説明が、このことについてはどの様な見方をして改善の方向が見えないし、その説明のにおりにきちっと改善計画書の提示があり、議員各位に理解ができるような説明がなくてはならなかった。この7年間、何をやっていったんだと言うことでもあります。

その他、提出された条例改正の次の議案については、全て全会一致で可決されました。

○「棚倉町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例」について
福島県人事委員会の報告及び勧告に基づき勤勉手当を0・05月分引き上げる改正。

○「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について
福島県人事委員会の報告及び勧告に基づき給料表を平均0・1%引き上げる改正及び通勤手当上限額の改正。

○「棚倉町一般職の任期付職員を採用等に関する条例の一部を改正する条例」について
福島県人事委員会の報告及び勧告に基づき期末手当の支給月数を0・05月分引き上げる改正。

補償額の同等額であって、安易にここで補償が切れるから町から6千万円の委託料として一般会計から繰入している。また4千万円の貸し付けについては、町は銀行ではないのだから株式会社へ貸付けする結論を出してはならないと思つ。まさに町民の血税であります。その時に、町はどのような根拠手段によって、このような報告と金額が出たのか、このことについて一切の説明がない。

キャッシュフローについては、3月末に資金ショートが起きるとの説明もありましたが、この場面に及んでこの補正とキャッシュフローの説明、更には過去5年間の損益計算の表1枚で私たちが納得できるものではない。経営改善計画書の提出もなく更にはそれら数字の説明もいまままに今回の予算計上になったが、このことについては、到底、納得いくものではない。ただ他の補正の項目については異を唱えるものではございません。

この補正予算については、あまりにも当局は唐突であつたと、このような状況は既に8月の段階で「ゼロ」回答を受けている訳であります。

○「棚倉町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例」について
学校教育法の一部を改正する法律の改正に伴つもの。

○「棚倉町税条例の一部を改正する条例」について
固定資産税の全期前納報奨金制度の廃止に伴つもの。

○「棚倉町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」について
児童扶養手当法及び福島県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱の改正によるもの。

○「棚倉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」について
介護保険法及び厚生労働省令の一部改正に伴つもの。

9月の議会において経営の分析をした結果、このようなことでありますと、全員協議会にご提示をされて、12月議会までの間に3ヶ月の期間がある訳でありますから、町当局、更には我々議員に対してもこの3ヶ月間で、それぞれ特別委員会を設けるなり、あるいは全員協議会で対応するなりという時間があつてしかるべきであつたと思ひます。

そのような手順を踏まえた行政上の対応もなく今回唐突にこの補正予算が計上されたことは、先々のルネサンス棚倉の運営上からも町民にきちんと説明が出来ないこのような補正の予算案において私は反対の意を表するものであります。

以上、申し上げまして本案件に對しまして反対の討論と致します。

採決結果

【反対者 2名】

鈴木政夫・古市泰久

【賛成者 10名】

蛭田卓雄・藤田光子・菊池忠二・和知裕喜・佐藤喜一・近藤正光・須藤俊一・佐川裕一・藤田智之・和知良則

○「棚倉町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について
介護保険法及び厚生労働省令の一部改正に伴つもの。

○「棚倉町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について
介護保険法及び厚生労働省令の一部改正に伴つもの。



改正条例について、次の10議案が提出されました。

○「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について
福島県人事委員会の報告及び勧告に基づき勤勉手当を0・05月分引き上げる改正。() についての討論が行われました。

採決結果

【反対者】

鈴木政夫

【賛成者】

蛭田卓雄・藤田光子・菊池忠二・和知裕喜・佐藤喜一・近藤正光・須藤俊一・古市泰久・佐川裕一・藤田智之・和知良則



松本英一議長 不信任否決

須藤俊一議員より、「松本英一議長不信任案について」の動議が提出されました。

【賛成議員…佐藤喜一議員】

動議の説明 須藤 俊一議員

平成30年9月19日、町総合体育館において町老人クラブ主催のクロリティー大会が開催されました。松本議長は大幅に遅れ会場に到着。試合を中断し挨拶をされ、その挨拶の後、松本議長は複数の会員がいる前で議会事務局へ連絡を取り「事務局で作ってもらった挨拶文の時間が間違っていたから遅れてしまった。」と電話をしたそうです。

その話を聞いた方から、大会当日の夕方に連絡があり、議長が遅れてきたことを聞きました。その話の内容は「事務局のミスで議長が遅れてきたみただから須藤議員の方から事務局に注意をした方がいいのでは。」と云う内容でしたので、翌日、事務局に足を運び、

今回の件は、老人クラブという団体の行事を巡った問題でありますが、松本議長は就任以来、町の議会の議長として、その責務を果たしてきていると思っています。特に、地方政治を変えていく、住民本位の政治に変えていくために議会の果たす役割が非常に重要であります。そういう観点に立ちまして、先ほど東白衛生組合の議会の報告もありましたが、東白衛生組合議会で初めて一般質問を導入して組合の事業に対して議員の十分な質問を保証するという立場に立って議長が指導して実現を図っていました。

また町議会においても、議長が果たしている役割と言つのは、私は非常に大きいのではないかなと思います。もちろん、前議長、あるいは元議長、それぞれ就任時においてそれなりの努力と貢献はされてきたと思いますが、特に松本議長はそういう意味では前議長や元議長に負けず劣らずこの町議会を活性化していかなければならない立場で、様々取り組み提案をしながら実行してきておりますので、このような問題があったからと言って、私は松本議長を不信任にすべきだ

内容を確認した結果「議長から電話を頂いた際に、挨拶文の時間が間違っていたから開始時間に遅れてしまったと言つことでしたので、慌ててお渡しした挨拶文のデータを確認したら間違っていないだったので、その旨を議長にはお伝えしました。」と説明を受けました。

局長には「議長に渡した挨拶文を返却してもらい確認すれば」と言いましたが、未だに見せて頂けません。

松本議長は本来、事務局とは私たち議員以上に二人三脚で業務を遂行しなければならぬはずであるのに、その責任を事務局に擦り付けました。責任転嫁をすることなど言語道断を通り越し、私には理解ができません。

今回の私の動議の提出は、過去2回の無断欠席とは異なる大きな議長の資質を問わなければならない問題です。11月8日の全員協議会において、この責任転嫁をしたことについてお聞きしたところ「そんなことは言っていない。録音しているものや証拠を出せ」と発言されるなど、未だ自分の間違いを認めず、事務局にも全協でも一言の謝罪もない状況であります。

と云うことは全くないと考えております。

したがって、只今の提案には反対の立場を表明して私の討論いたします。

賛成討論 和知 良則議員

松本英一議長は平成29年5月25日より議長就任以来、約1年7ヶ月の間に、平成29年10月12日の東白衛生組合議会を無断欠席。今年2月18日に行われた東白川郡親善インディアカ大会にも無断欠席。さらに、今年9月19日に開催されました町老人クラブ主催のクロリティー大会にも届けることもなく遅刻したと聞いております。

そのような経緯のなか、インディアカ大会開会式での無断欠席について、全員協議会でその問題を問われ議長自らが非を認め、「すべて私が悪いのです。」と謝罪をしました。その際、議員から「今度、このような不祥事があったときは議長職を辞職するくらいの覚悟で臨んでほしい。」との意見もあり、また今ほどの鈴木政夫議員からも「今後、絶対そういう事が無いよう議長にも肝に銘じてやって頂きたい。」と云うような

今、棚倉町議会、私たち議員がすべきことは、目的の無い新しい議会制度の導入でも委員会の設置でもなく、我々議員一人ひとりが資質を高め、町内外で失った棚倉町議会の信用を取り戻すことです。

松本議長は度重なる軽々な言動と今回のどの様に詫言びてもこの責任転嫁をしたことは棚倉町議会議長としてのみならず「人」として、あるまじき行為であり、速やかに議長を辞するよう求めると共に、病氣と闘いながら志半ばで逝去された前大相議長のあと、松本議長に投票、支えてきた議員各位にも、「これでもいいのか棚倉町議会」と、良識ある判断を訴える動議であることを申し上げまして松本議長不信任案を提出いたします。

苦言も発言しました。

その状況下での今回のクロリティー大会での無届け遅刻であります。先般行われました全員協議会のなかで、これらについて問われると、自分の遅刻は認めつつも、「公務といえはそれまでだが、案内がきているわけです。私はお客様さんなのです。お客様が遅刻をして何で文句を言われるんですか。」との、筋違いな開き直った発言をしました。更に、今年の8月23日に東白衛生組合の臨時会が開かれ、この会議には2名の無断欠席議員と1名の無届け遅刻議員があります。本来であれば、その後の10月19日に行われた組合定例会において議長よりそれらの議員に対し、注意勧告を行わなければならないところ、衛生組合職員からは、「松本議長はそのような注意はしなかった。」と伺っております。

つまり、議長は自らがそのような不祥事を行っているため、他の議員に注意を促す事もできないのが現状であります。

鈴木議員が3月2日開催の全員協議会で発言されたことですが、「昔は、針の穴のような問題を大

提出動議の説明の後、討論に入り、説明に対し反対討論及び賛成討論が行われました。

反対討論 鈴木 政夫議員

只今、松本議長不信任の動議が提出されました。

その内容については説明のあったとおり、老人クラブの大会に遅れ、途中から挨拶をされた。しかも遅れてきた原因について、事務局との連絡が十分でなかったために遅れてきてしまったみたいな発言があったというような内容かと思えます。もちろん、議長と事務局と言つのは、密接な関係にありますが、いずれにしても議長も然り、事務局も然りでありますが、それぞれの責任を他に転嫁すると言つようなことはあつてはならないことだと思えます。その点については十分に反省すべき点は反省をしなければならぬと思っております。

しかしながら、それが不信任に値する事項なのかどうかと云う点については、全く私はそうは思っておりません。

きい問題にして良く騒いでいる議員がいた。」と話されていましたが、その言葉のとおり、その中心となっていたのが松本議長であり、過去の会議録にもありますが、その言葉のとおり一言を間違えただけで正副議長を辞職に追いやった事実もあります。しかし、自分の過ちは認めることもできず、「過去は過去、今は今」と開き直るこの現状は、議長としての資質を大きく欠くものです。

そのようなことから、健全な議会運営に戻すためには、議長自らが職を引くことが最良の案と考え、ただいま提出されました議長不信任案の賛成討論といたします。

採決結果

【反対者 6人】

鈴木政夫、藤田智之、佐川裕一、古市泰久、和知裕喜、菊池忠二

【賛成者 5人】

和知良則、須藤俊一、近藤正光、佐藤喜一、藤田光子
※議長本人は退席。蛭田副議長が議長に代わり採決を取った。

藤田智之監査委員 不信任否決

佐藤喜一議員より、「藤田智之
監査委員不信任案について」の動
議が提出されました。

【賛成議員：近藤正光議員】

動議の説明 佐藤 喜一議員

平成30年10月24日より11月7日
までの日程にて定期監査が実施さ
れました。11月6日の監査におい
て、午前9時の開始時刻になって
も藤田智之監査委員は出席されず、
事務局からの連絡により遅刻して
出席しました。この間、担当の町
職員は監査にならず待機していま
した。

しかもこの監査日程は、本来な
らば11月5日に実施する予定が藤
田智之監査委員の自己都合により
11月6日に変更したところです。
それにも係わらず遅刻して関係者
に迷惑をかけました。

私も平成24年1月より平成27年
12月まで藤田徹郎代表監査委員と
監査委員を務めました。監査の
職務を全うするため、常に緊張し

て職務にしていたように記憶し
ています。監査の日程は年間スケ
ジュールで決められており、自己
都合で変更させ、尚且つ遅刻して
くるなど監査委員としての自覚が
不足しています。

今まで、先輩議員が監査委員と
して選出され、職務を全うし、町
発展に寄与してきました。

監査委員選出についても全会一
致にて選出したことは記憶してい
ます。

今回の定期監査に遅刻したこと
は私たちの信頼を裏切ることでも
あり無視することはできません。

以上のことを理由として監査委
員を辞任すべきと思ひ、藤田智之
議員の監査委員不信任案を提出し
ます。

は問題視されないと考えておりま
す。

正しいことは正しい、間違っ
ていることは間違っている、はっ
きり物を言えない議員が数多くい
ることは残念でなりません。

私たちの同意を得た議会選出監
査委員と言つた立場であるにもか
かわらず、未だに全議員に対し謝罪
の言葉もなく、非常識極まるこ
ろであります。

以上のような観点から、藤田智
之議員の監査委員不信任案に賛成
の立場で討論いたします。

採決結果

【反対者 6名】

鈴木政夫、佐川裕一、古市泰久、
和知裕喜、菊池忠二、蛭田卓雄

【賛成者 5名】

和知良則、須藤俊一、近藤正光、
佐藤喜一、藤田光子

※藤田智之議員（監査委員）は退
席され採決には入らない。

提出動議の説明の後、ま
ずは質疑が行われ、本人よ
り弁明の申し入れがあり、
弁明を行った後、討論に入
り、反対討論及び賛成討論
が行われました。

質疑 鈴木 政夫議員

遅刻したことの説明があまりま
じ、遅刻した理由については、
その後、事務局ではどの様に把握
しているのか。

答弁 議会事務局長

遅刻してきた理由については、
こちらでは把握しておりません。
時間になってもお見えにならな
かったのでお電話をさせてもらっ
ただけです。

質疑 鈴木 政夫議員

時間が決まっているのにも関わ
らず遅刻した。本人からもその理
由について説明、また、本人から
はその理由について聞くことなど
はしなかったのか。

答弁 佐藤 喜一議員

遅れてきた理由については、当

然、ご本人は郡の監査協議会会長
も歴任されている方なので、そこ
まで確認する必要はないと考えま
す。

本人の弁明

監査の当日に遅刻したの
は事実であります。私がス
ケジュールの管理上、時間
を間違えて、時間にして5
分程度かなと思ひますが、
お待たせした担当職員には
お詫びを申し上げますし、
今後はこのようなことが無
いようにスケジュール管理
は徹底したいと考えており
ます。

反対討論 佐川 裕一議員

今回の藤田智之監査委員の遅刻
に関しては、確かに非が認められ
るところでございます。しかしな
がら、監査委員においては今の弁
明がありましたように意図的では
なく、自分のスケジュール管理
の勘違いによる遅刻でした。また、
ご自分の非を認めて素直に謝罪さ
れました。

今後は、ご本人も反省し今後の

ちょっと教えて！

お答えします！

例えば、町が提出した
議案について、議員個々の判断により
「○」か「×」かを判断しますが、この
ように意見が分かれた時、それぞれの立
場で討論をすることで、「何が正しい
か」「町民に対して目は向けられている
のか」などを再度判断し最後の
採決に入るので、
とても重要です！

質問です！

先程から、討論をされて
いますが、どのような時に
討論を行い、必要性は
あるのですか？

なので、必ず反対する
議員から討論が始まります。
しかし、必ずしも反対討論があつた
からと言って賛成討論が必ず
行われる訳ではありません。

ルネサンス 柵 倉 調査 特別 委員会 設置

議員発議により「ルネサンス柵倉調査特別委員会設置に関する決議」が提出され、提出議案の説明、質疑、討論が行われました。

提出議案の説明

説明議員 鈴木 政夫議員

ルネサンス柵倉調査特別委員会設置に関する決議について説明をいたします。この議案を地方自治法第112条及び柵倉町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提案理由については、ルネサンス柵倉の経営状況の変化により、施設整備納付金の納付凍結や赤字解消のための施設管理業務委託料の支払いや運営資金の貸し付け等が複数年度に亘って計画され、経営再建が計画されているが、内容によっては、町政及び町民生活に多大な影響が予想されます。

議会としても、内容の把握や町民への説明責任を果たすため、調査研究が必要と考え、特別委員会の設置を提案します。

質疑・答弁の後、討論が行われ、その後、採決となりました。

反対討論 和知 良則議員

私は発議第2号ルネサンス柵倉調査特別委員会設置に反対の立場で討論をいたします。

まず、ルネサンス柵倉の現状は、平成23年3月11日に発生いたしました東日本大震災と、それに伴う福島第一原発事故による影響により、経営にも大きな影響を受けているものと承知をしております。

そのようななか、去る11月28日には議員有志によりルネサンス柵倉の研修をしてきたところであり、ルネサンス柵倉支配人より原発事故による風評被害により営業面で大変苦勞をなされていることや、現在は営業担当を増員し団体集客に向けて新たな取り組みを展開しているなどと懇切丁寧な説明を受けてきたところであります。それらの努力の成果も表れ、売上も右肩上がりになってきているとのことでもあります。

しかしながら原発事故前の経営

提出議案説明に対して質疑が行われました。

質問 和知 良則議員

質問の前に、私もルネサンス柵倉においての問題に関しては、十分に理解をいたしまして重要なことだと認識をしています。また無駄に先延ばしする案件ではないと言ったことをお伝えし質問します。

特別委員会の設置に関しては、町村の事務について調査ができること承知しております。しかしながら、町村に關係のない民間団体などの事務や個人的事項はその対象にならないとされているが、どのような調査をするのか詳しく説明をお願いしたい。これは、伝家の宝刀100条調査権をもってしても調査対象外とされているのは当然ご承知だと思えます。また民間人も委員会招集できる特別委員会を設置するところがあるが、これは常任委員会でも参考人の招致はできることをご承知であると思いますが、その際の出席については100条調査委員会ではありませんので法的強制力はありません。これらのことを踏まえてご質問をいたします。

状態に戻すまでには至っており、東京電力による原発事故風評被害に対する損害賠償も平成29年7月迄で止まっており、現在、平成29年8月から1年分の請求をしているが回答がなく、現在も交渉中と説明を受けております。

その様なことから今回、一般会計補正予算の中で早期に経営体質の強化を図るため、ルネサンス柵倉への指定施設管理業務委託料及び貸付金を計上し、2名の反対者はおりませんが、賛成多数で可決されたところであります。

しかしながら、議会運営委員会の中で、今後の経営計画や責任の所在などについて十分な審議が必要と考え、特別委員会を設置したとありました。業務委託料及び貸付金を承認しながらそれらについて調査をするということは私には考えられないことでもあります。

先ほどの質疑の中でご理解いただけとは思いますが、特別委員会であっても会社の経営内容や事務内容、個人的事項は対象外となっております。従って考えられるのは貸付金を計上した後のその事による聞き取り調査くらいと考

答弁 鈴木 政夫議員

今回設置しようとする調査特別委員会は町村に關係のある件について調査することは当然のことであり、また、参考人の出席等々についてもご意見がございましたが、これも法的に許される範囲で調査をしていくことであります。

質問 和知 良則議員

議会が、一企業に対して調査する権限はありませんが、ルネサンス柵倉のように出資に関する調査あるいは補正予算に関する調査については出来ないことはないこと承知しているが、ただし、営業内容や会社の事務内容は調査対象外になるものと思われ、調査できることで考えられるのは、補正で計上した貸付金の後のその効果についての聞き取り調査程度だと思われ、このことを考えると私は先の全員協議会において再三、この調査の範囲が大きく限られている中で、まずは全員協議会で議論することが先だろうとお伝えしました。

全員協議会の調査と特別委員会の調査の違いについて詳しく説明

えています。つまり11月30日に開催したルネサンス柵倉経営状況報告での説明・質問と同様な形になるのではないかと考えております。

また、調査ともなれば最終的には結論を出さなければなりません。私は、先ほど質問をしたとおり結論を伴うような調査をするよりも、全員協議会の中で経営の推移を見守りその都度調査提言をしてはどうかと提案をしましたが、議会運営委員会が決めたこととして特別委員会を設置するのの一辺倒でありました。

現在、ルネサンス柵倉では40人の従業員、町内の燃料や食材を含めた材料等の仕入れ業者は50店舗あると聞いております。町の観光にも大きく寄与しルネサンス柵倉の経済効果は多大なものであります。

特に、今回提出されました30年度監査報告にもルネサンス柵倉費について広報で町民がかなり理解していますとの講評をしているところ、監査委員の慎重に監査した結果が今議会に提出された評価になります。

今回の調査特別委員会は、ルネ

ねがいます。

答弁 鈴木 政夫議員

ルネサンス柵倉については、第3セクターでありますので、町が大きく関わって運営している問題であります。しかしながら、株式会社でありますから、町が全体的に干渉したりすることはできません。法で許される範囲において十分調査をしていきたいと思えます。

サンス柵倉のイメージとして悪く捉えられても、良く捉える人は少ないのではないかと思われます。つまり新たな風評被害になりかねないと懸念をしております。しかしながらルネサンスの経営については先ほど質疑でも申し上げましたとおり私も十分に認識しておかなければならない問題と承知はしております。

それゆえに、特別委員会などといった調査ではなく、全員協議会の中で調査をしてはどうかと提案をしているところでもあります。一般的な調査であれば全員協議会でも、地方公共団体における事務の調査において必要と認められれば委員会条例に基づき招集する事ができるとあります。

そのようなことから私は、結論を必要とするルネサンス柵倉調査特別委員会よりも、幅広い情報を得られる可能性のある全員協議会の中での開催をしてはどうかと提案として提出し、反対討論とします。

町政を問う

12月定例会では5人の議員が登壇し質問を行いました。
今回は、それぞれの分野で、多岐にわたり質問がされました。
次のページからは、要点をまとめて掲載してあります。

1 須藤俊一 議員 …… 14ページ

1. 会計年度任用職員制度とは
2. 上下水道事業の現況と基本計画は

2 古市泰久 議員 …… 15ページ

1. 教育施設のエアコン対策は
2. 幼稚園の職員配置体制は
3. 幼稚園、小・中学校の付帯設備の充実、強化は
4. 学校運営協議会（コミュニティスクール）の設置状況は

3 佐川裕一 議員 …… 16ページ

1. 通学路安全対策は
2. 町の医療対策は
3. 棚倉城跡の国史跡指定は

4 藤田智之 議員 …… 17ページ

1. 棚倉城跡の今後は
2. ゴルフでの町おこしは
3. 風しん対策にどう取り組むか
4. 小型除雪機の貸し出しは

5 鈴木政夫 議員 …… 18ページ

1. 来年度予算の重点的事項は
2. ふくしま森林再生事業は
3. ルネサンス棚倉の今後の対応は



賛成討論 藤田 智之議員

ルネサンス棚倉調査特別委員会設置に賛成の立場で討論を行います。

経営再建が計画されておりますが、内容によっては、町政及び町民生活に多大な影響が予想されます。

議会としても、町当局とともに出資法人等の健全経営に向けて取り組むことは当然でありどの様に応援するかも検討すべきです。議会として直接出資法人に関与できる範囲を確認しながら町民からの疑問や不明な点についても、説明を求め、町民に伝える責任は大きいと思います。

総務省による経営健全化指針や抜本的改革指針など様々な指針が出されており、議会や住民への報告義務が定められているなど、国の第三セクター等の経営改革等に関する指針等についても我々議会として調査研究することも必要であり、他自治体の先行事例についても検討すべきと思います。

二元代表制における議会の役割を果たし、町民への説明責任を果

たすため調査研究が必要です。
今回設置をしないと3月議会まで、公式な議会活動はできない状況から今回の設置には賛成したいと思えます。

採決結果

〔反対者 5名〕

和知良則、須藤俊一、
近藤正光、佐藤喜一、
藤田光子

〔賛成者 7名〕

鈴木政夫、藤田智之、
佐川裕一、古市泰久、
和知裕喜、菊池忠二、
蛭田卓雄

◆ルネサンス棚倉調査特別委員会

採決の結果、ルネサンス棚倉調査特別委員会の設置が決定したため、議長の名義により、議長を除く7名の委員が決定し、指名された委員の中で正副委員長の互選が行われ、正副委員長及び委員が次の通りに決定されました。

委員長	古市 泰久
副委員長	菊池 忠二
委員	鈴木 政夫
委員	藤田 智之
委員	佐川 裕一
委員	和知 裕喜
委員	蛭田 卓雄

問 「会計年度任用職員制度」とは

答 非常勤職員任用の厳格化、処遇改善

問 法改正による大きな改正点は。

町長 一点目は非正規職員の任用根拠の「適正化」と会計年度任用職員の新設。二点目は期末手当の支給などの処遇改善。

問 非正規職員で任用されている人数は。

町長 臨時職員が10人、非常勤嘱託職員が73人、職場別では町長部局臨時職員4人、非常勤嘱託職員5人、教育長部局は臨時職員6人、非常勤嘱託職員68人。

問 導入によって予想される財政負担の見通しは。

町長 具体的な試算が出来る状況でないが、増えると考えられるため、財政負担の見極めを図る。

問 非正規職員で県の最低賃金より低い部署はないのか。各種保証の内容は。

総務課長 最低賃金より低い部署はない。月額8万8千以上で2カ月以上は社会保険、厚生年金等に加入。

問 現在、制度導入までのスケジュールは。

町長 平成32年4月1日の施行にむけ関係各課への聞き取り、職の整理の段階。今後、勤務条件等の検討、条例、規則案の作成をして来年9月議会への上程を考えている。

問 上下水道事業の現況と基本計画は

答 水道事業統合基本計画により進める

問 上下水道事業の町債残高は。

町長 平成29年度末で、上下水道事業会計18億4548万7千円、公共下水道事業特別会計17億27万円、簡易水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、合計で、



廃止計画されている堤地区の第5取水場

41億6,629万9千円全会計の38・5パーセントを占める。

問 水道事業基本計画の課題等は。

町長 「安全」「強靱」「持続」の課題を踏まえ、取水井戸の休止、廃止、配水池の廃止、配水系統の変更等具体的施策を策定した。

問 現在の取水場、浄水場の廃止計画は。

町長 関口字愛宕平第1取水場は休止、逆川第3、仁公儀第4、堤第5の取水場は廃止。八幡沢第1、堤、仁公儀の配水池は廃止。北山本方面の加圧場を新設。いずれも、概ね10年間で取り組む。

問 堤地区の第5取水場、浄水場の今後の計画は。

上下水道課長 上台配水池の更新が済んだ時点で検討する。早急に廃止ではない。

問 将来に向けた新たな配水系統の計画と課題は。

町長 老朽管の布設替えを行う。維持管理費の縮減を目標に加圧場等を廃止し、効率的な配水系統の構築に努める。

問 教育施設等のエアコン普及率は

答 普通教室は100%設置済み

問 特別教室の設置状況は。

教育長 平成29年末の状況では、幼稚園の全ての特別教室に設置されており、小中学校は、81の特別教室のうち33の教室に設置されている。

問 未設置の教室は、今後どのように対応するのか。

子ども教育課長 家庭科教室、理科室、図工室等計18教室は国予算の内示があったので、今後予算計上し設置を進めていく。

問 体育館の設置計画は。

教育長 現在のところ体育館の設置計画はない。

問 体育館は激しい運動をする場所である。熱中症の危険性は十分にあり、更に火災時の待機場所指定されている。計画の必要性について再度伺う。

子ども教育課長 今後、費用対

効果と国の動向等を注視し検討していく。



音楽室のエアコン設置を待っている児童たち

問 幼稚園の園長の配置状況は

答 棚倉、社川幼稚園長は嘱託園長、高野幼稚園は校長の兼任、近津幼稚園は職員により配置している。

問 園長不在時の事故の責任は。子ども教育課長 職務代理者の教頭にある。

問 なぜ、園長の専任制をとらないのか。

教育長 今後は、多くの意見を聞きながら検討していく。

問 養護教諭配置の見解は。

教育長 各幼稚園と協議しながら必要性について検討する。

問 棚倉幼稚園は200人余りの園児を預かっている。養護教諭の配置は緊急な課題であると思うか。

答 プール清掃機器の導入の意向は

問 今年度は盛夏であったためか一部に藻などの発生があったと聞か、その事実があったのか。子ども教育課長 事実である。



須藤 俊一



古市 泰久

問 藻の発生によって水質に変化があったものと理解される。清掃機器が設置されて当然であると思われるが、見解は。

子ども教育課長 塩素機器の不具合により今回藻が発生した。通常の状態であれば機器は必要ないと考えている。

問 学校の付帯設備として防犯カメラや防犯灯の設置の意向はあるか。

教育長 費用や設置箇所など学校等と協議し、必要な箇所へ設置していきたい。

問 コミュニティスクールの設置状況は。

教育長 今年度は、山岡・近津小学校で設置され、地域とともにある学校づくりに取り組んでいる。次年度には、すべての学校に設置される。

問 通学路安全対策を問う

答 合同点検を実施



生徒送迎時の混雑対策が求められる町村会館付近

教育長 横断歩道の必要性について検討したい。

問 通学路除雪の対応は。

教育長 昨年度からミニバックホウ等で機械除雪ができる箇所について実施している状況。

なお、歩道の幅員が狭く機械除雪が困難な箇所については、引き続き地域の方々や保護者の方々のご協力をお願いしている。

問 町村会館付近での生徒送迎時混雑の対策は。

教育長 保護者に、路上駐車禁止や周辺駐車場の利用徹底など周知。また、現在、遠距離通学の児童・生徒を対象にスクールバスなどによる通学支援を全的に実施すべく検討。次に「給食センターから柵中体育館への道路の拡幅」については、現在のところ拡幅する計画はないが学校と待避所等の必要性も含めて協議したい。

問 町の医療対策を問う

答 病院等の計画があった場合には助成等検討

問 病院が開業しやすいような環境整備と増厚生病院においての医師不足への対応。

町長 町単独で土地の確保、助成等は行っていないが、今後、病院等の計画があった場合には検討したい。また、東白川4町村で、増厚生病院医師確保対策費用を拠出している。東白川地方町村会活動として、県及び県立医科大学へ医師確保と町村への財政支援、人工透析診療の拡大等、要望活動を行っており、引き続き強く要望していく。

問 柵倉城跡の国史跡指定を問う

答 次年度以降に、保存活用や整備の計画の策定を進めていく



佐川裕一

問 保存計画、整備計画はどのようになるのか。その整備費用は。

町長 国の史跡指定を受けた後、次年度以降に柵倉城跡の保存活用計画及び整備計画の策定を進めていく。また国の指定史跡の保存及び活用に供することを目的とした事業費等に対して、国の補助制度を受けることが出来るようになる。



国史跡指定の答申を受けた柵倉城跡

問 国の指定で城跡はどの様になるのか

答 指定後に計画が策定される

なく史跡の指定後に保存活用について検討を進めていく。建物の復元等も条件が整えば不可能ではない。単なる維持管理であっても許可が必要となる場合もある。

問 近隣自治体ではゴルフ場が閉鎖も

答 閉鎖は経済に大きな影響と認識

問 ゴルフ場は町の重要な産業であり観光資源である。その経済効果と税収は。利用税などを使つてのゴルフを振興できないか。これまでの取り組みなどはあるか。

町長 町内のゴルフ場は毎年約8万人が利用し、カート等を含め約250人の雇用がある。固定資産税、法人町民税、入湯税などがあるが、守秘義務で答えられない。ゴルフ場利用税は県が収納し7割が交付されるが、一般財源でゴルフ振興のものではない。これまで日米大学対抗ゴルフ選手権や



柵倉城跡の図

問 国の指定を受け城跡を今後どのように整備し利用する考えか。建物の復元や観光資源としての活用は。校などの維持管理に影響はあるのか。赤館城との関連は。

町長 柵倉城跡は、本町の歴史的資源の核となる観光資源。今後、有効活用する為、魅力を広くPRし、観光誘客を図りたい。赤館等も含め総合的な整備を図るべく、歴史的風致維持向上計画の策定に取り組みたい。

教育長 どの様な整備や利用をするか、現状では具体的な計画は

全日本小学生ゴルフーナメント、友好都市川越市とのゴルフ交流会の支援を行ってきた。川越市との協力事業は今後も継続したい。町の総合型地域スポーツクラブで女性や子供等、初心者向けの教室を開催している。



重要な産業のゴルフ場

問 三か所で相当の税収があると思うが、答弁できる範囲では。総務課長 利用税で毎年2千万円を超える交付がある。



藤田智之

問 ゴルフ場が在ってこそその税収なので、振興に使うことも検討しては。

町長 直接の補助は考えづらいが有効な方法があれば参考にした

問 風しん対策は

答 妊娠を望む夫婦に助成

問 風しんの新生児への影響から、対策が求められているが、町での取り組みは。

町長 妊婦への感染を予防することが重要で、妊娠を希望する夫婦に抗体検査及び予防接種の助成を行い、広報などで周知している。助成対象者の拡大については、県や国の動向を注視し対応したい。

問 小型除雪機の貸し出し制度は

答 除雪は年2、3回のため考えていない

問 来年度予算で重点的事項は

答 子育て支援や歴史観光推進など

問 来年度予算編成の中で重点的に実施すべき事項等について質問したい。そのなかで、企業誘致、学校給食無料化、タクシー利用券の改善は。

町長 来年度予算の重点的な事業は、子育て世代包括支援センターの開設、保育体制強化推進など子育て支援事業や歴史的風致維持向上計画の策定や「東北の小京都」ならぬ、歴史観光推進」などの事業がある。

企業誘致活動は、県の企業立地セミナーにおける参加企業へのPR活動など、情報収集、情報交換を行い、企業活動に取り組みできた。来年度も本年同様、取り組んでいきたい。

教育長 学校給食費無料化は、限られた予算の中で、優先度の高いものから財源を確保し、実施検討している状況なので、現在のところ給食費の無料化は考えていない。

問 ぶくしま森林再生事業について

答 事業の継続を要望している

問 森林再生事業について、郡内の町村長が関係政府機関に継続を要望したとの報道があったが、その回答と結果は。

町長 去る11月27日東白川地方町村会が農林水産大臣、復興大臣、林野庁長官などに、ぶくしま森林・林業再生事業の継続に向けた要望書提出した。

来年度の事業計画は、4地区130haの森林整備と3地区約60haの同意取得と測量設計業務を計画している。

問 今回、希望された行政区数と、採択されなかった地区数の内訳は。

産業振興課長 要望地区は20地区、採択された行政区数は10地区。

区、採択地区は10地区。

問 採択にならなかった地区の今後は。

産業振興課長 現在、国の方に事業の継続を強く要望している。

問 ルネサンス棚倉の今後の対応について

答 売上高を増加させ、利益の確保を図っていく



町民の利用が待たれているルネサンス棚倉

問 過日の全協での説明で、ルネサンス棚倉に対する指定管理委託料として6千万円を新たに支出し、さらに4千万円の無利子の貸付を行うことが明らかとなり、重大な関心事となってきた。町として、ルネサンス棚倉に対する今後の課題と方針について見解を求めたい。

町長 ルネサンス棚倉の今年度の売り上げは、計画で3億1,600万円、実績は2億8,100万円の見込みであり、3,400万円の減となる。今後は売上高を増加させ、利益の確保を図っていききたい。



鈴木政夫

厚生文教常任委員会

事件名 棚倉町立図書館の指定管理者による運営について

棚倉町立図書館の指定管理者による運営について、担当課より詳細な説明を受け、引き続き現地調査を実施した。

指定管理者による運営でサービスの低下をさせることなく、平成26年度の町運営費と平成29年度の指定管理者運営費の合計を比較すると約500万円程度の経費節減に繋がっており、また、導入後の事業においては、新たに企画した「絵手紙作成」や「読み聞かせ」及び「体験型教室」などの「図書館は楽しんジャー」事業等を実施するなど住民のニーズに答えていたことは評価できる。

町民からの施設への要望等については、図書館受付カウンターに設置してある「御意見箱」にて受け付けているが、現在のごころ特にクレームや要望はないこととされており、また、図書購入希望の

調査については図書の貸し出しカウンターにおいて集約できる様にしており、利用者が希望する図書の購入にも努めている。

町とは毎月定期的に協議会を開催し、運営状況やその他諸問題などがあれば協議をしている。また、自己評価制度により年度の事業実績報告と併せて自己評価の報告書を提出させ、職員一人一人が高いモチベーションで業務に専念できる体制を整えている。

引き続き、より良い施設運営を目指し、担当課と運営者ともに他の図書館などの施設見学や研修の機会を設け、本町の図書館運営に役立てるような工夫もお願いしたい。

以上、所管事務調査の報告とするが、指定管理者に移行してからの運営は非常に良く管理運営されていることを申し上げ報告とする。

厚生文教常任委員会

委員長 和知 裕喜

陳情

骨髄バンクの普及啓発及びドナーの骨髄提供時の支援助成制度について

提出者 福島県骨髄バンク推進連絡協議会

会長 岩城 汀子
会 長 岩城 汀子
県南支部長 関根 政雄

平成31年度教育予算確保並びに施設等の充実に関する陳情書

提出者 棚倉町立学校 PTA連絡協議会

後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに反対する陳情

提出者 県南高齢期運動連絡会
会長 渡辺 慧子

平成31年度棚倉町商工会助成事業費（地域貢献事業）補助金の交付について

提出者 棚倉町商工会
会長 立石 誠

平成31年度十萬石棚倉城まつり及び夏まつり事業補助金の交付について

提出者 棚倉町商工会
会長 立石 誠

ようこそ「棚倉町」へ

宮城県利府町 議会広報常任委員会 来 町



11/9 本会議場にて

沢山の活発な意見交換ができ、大変刺激を受けました。ありがとうございます。

利府町議会広報常任委員会

議会改革「通年議会」導入決定 (9月定例会審議事項)

通年議会になるとどのように変わるのですか？



それでは、次にQ&Aも含めて詳しく説明します。



議会が活動できる期間（開会から閉会までの期間）を会期といいます。

通年議会とは、会期を通年（丸1年間）とする議会です。

これまでは、会期はある一定の期間と定められ、それが終わると議会は閉会し、次の会期が来るまでは議会としての活動ができませんでした。（若干の例外はあります）。

しかし、会期を通年とすることによって常に議会が活動できる状態となるため議会のさらなる活性化が期待できます。

会期が通年になっても議案審査や一般質問については、基本的に従来通りの6月、9月、12月、3月の各期間の中で実施します。また、定例会議以外でも必要がある場合には会議を開き速やかに議案を審議します。

【主な導入メリット】

○所管事務調査などが活用しやすくなり常任委員会の活動が充実します。

○審議時間に余裕を持たせることが可能となり、町政に対する監視機能の強化及び政策立案機能の強化が図られます。

○災害の発生などの緊急時に議会の判断で速やかに会議を開くことができます。

【地方自治法第102条の2】

「通年の会期」とは、定例会、臨時会の区分を設けず、条例で定める日から翌年の当該日の前日までの1年を会期とする制度。（平成24年の法改正で創設）

町民からのQ&A

○1年中会議を開いているのですか
通年議会は1年中連日にかけて会議を開くものではありません。定例会を中心に必要に応じて会議を開きます。

○議員活動は忙しくなるのですか
議員活動の活性化が期待できますが、個々の議員の考え方にあります。

○報酬は増えるのですか
報酬の引き上げはありません。（出席増による報酬増の制度はありません）

○いつから導入されるのですか
今後、会議規則の変更による試行期間を経て導入される予定です。

○町長の専決はなくなるのですか
これまで同様、円滑な運営ができるよう専決事項を指定する予定です。

通年議会調査特別委員会 鈴木政夫委員長報告

通年議会については、平成28年度の議会運営委員会による視察において、有効な議会活性化の方法として報告され検討が始まりましたが、視察をしていない議員がいることから、平成29年5月、県内での導入町村である只見町にて研修を行いました。更には都合で参加できなかった議員もいたことから、平成29年11月同じく導入済みの小野町にて研修を行い、それぞれに充実した質疑応答を行い、各議員より報告書が提出されました。

平成30年3月の議会において、本町議会として通年議会の導入を検討する特別委員会が設置され、議長を除く全議員で構成し正副委員長を互選を含む委員会を計5回開催しました。第4回目の委員会の中でも、十分に議論を尽くし考え方の差を詰めていきたいと思います。が個人個人の考え方の違いもある中で、最終的には民主主義の原則に基づいて決定させていただく考えと申し上げ議論を尽くすようお願いいたします。

いしてまいりました。第5回目の委員会では、議論が尽くしたと委員長の判断のもと導入について採決を行う決定をし、反対者の討論、賛成者の討論の後、採決を行い賛成多数で導入すべきものと決定されました。

特別委員会での意見について一部掲載します。

●通年議会の導入に対して大義が見えない。知りたいのでお願いしたい。

●時代背景の中で前向きに物事を考え無駄なくスムーズな行動ができる体制が必要で、その一つが通年議会である。

●利便性があると言われてはいるがなぜ全国的に普及しないのか。その様な制度は導入すべきでない。

●導入した場合、議員がより拘束されるといふ不安を持つことが理由の一つではないか。

●有効に活用されている例もある。この制度に対して必要と思われることは、議員個人として自分で調べて判断すべきではないか。

●棚倉町議会は、過去に率先して定数の削減や費用弁償の廃止などの改革を行ってきた。通年議会は有効な制度で先駆けて取り組むべきではないか。

●閉会中の議会活動ができないので、所管事務調査などできないし委員会も開けない状況にある。改善し活性化するためにも通年議会が必要ではないか。

●全員協議会の制度もある。委員会は開けないが議員同士での公式でない活動はできるので現制度でも十分ではないか。

●通年議会と同時に議員の定数削減も必要で、一緒に検討すべきではないか。
●定数削減が必要であれば、別に検討する場を設けるべきで一緒にすべきものではないか。

●全国の通年議会を導入していない多くの議会では、役所の手続きで同じように行われており、現行制度では仕方ないことで手続きが証拠となる。これまでの流れを尊重すべきである。お遊戯という言葉は、多くの議会に対して失礼ではないか。

●所管事務調査は本会議の中で委員会を開き、閉会中の継続審査を議決しないとできない規則だが、通年議会ではセレモニーや無駄が合理化されるのではないか。

●原則的には、閉会中の継続審査では、それ以外の相談もできない。次回の委員会の打ち合わせもできない状況が通年議会で改善するのではないか。

●お遊戯という言葉が適切かは別として、意味のない手続きのために文書を事務局が作り読み上げている行為が、今の時代に本当に必要なのか。改善すべきではないか。

●通年議会が目的でなければ、何のために行うのか理解できない。

●通年議会は手段、方法で目的ではない。目的は活発な議会活動をすることである。
●前回の会議では、執行部との話し合いは決まっていたら、委員の許可をもらわずに会議前に話し合いをしたのはおかしいのではないか。
●会議の中で話し合いをすべきとの意見があったので、委員長判断で途中経過を報告しただけである。

●原則的に全員一致で決めるべきで、5回の会議で結論を出すのは拙速ではないか。

●議論は尽くしたと思われる。最初から反対の方もいるので全員一致は望むべくもない。最後は議員1人1人の見識で決めるしかないのではないか。

通年議会調査特別委員
会の委員長報告の後、
導入することの採決を
取るにあたって、討論
が行われました。



反対討論する和知良則議員

反対討論 和知 良則議員

私は通年議会調査特別委員会の
中で、通年議会の導入には慎重な
立場で協議をしてまいりました。
今回通年議会の導入に反対の立
場を表明したのは、私が当初より
導入に向けての大義はどこにある
のか。との質問に対し、どうして
も通年議会を導入しなければなら
ない。という明快な理由がなかつ
たことにあります。



賛成討論する古市泰久議員

しかしながら、本町における現
行の議会の制度は議会活動に制約
があります。議会閉会中の議会議
動ができないことになっており、
常任委員会の活動には、当該議会

鈴木政夫委員長は、「議会定例
会・臨時会を町長が招集しなけれ
ば開催できなかったものが議長が
必要に応じて議会を招集するこ
ができる。議長が町長に代わり議
会を招集することは議会の権限を
強められるため通年議会は必要で
あり、これが議会改革である。」
と発言されました。ここで言う議
会改革とは何でしょうか。改革を
行うにはまずは町民の目線に立つ
た改革を考えるべきではないで
しょうか。

このような形で議会の権限を強
めて行くとし、それが議会改革
と考えること自体、誤った判断で
あり自己満足でしかありません。
通年議会を導入する大義とは、全
く思えないことであります。

また、通年議会の導入を推進さ
れている委員の中には、「お遊戯
のような会議を行わないと閉会中
の議会活動ができない現状はもど
かしい。」との発言もありまし
たが、現在行われている閉会中の委
員会の活動は地方自治法の手続き
を踏んで法にのっとり行っている
ものであり、町の事業を執行監視
する立場である議員が、お遊戯の

平成30年3月定例会において通
年議会調査特別委員会を立ち上げ
合計5回の特別委員会を開催し議
論を重ねてまいりました。地方自
治における二元代表制は日本憲法
第93条に基づく地方自治の根幹
であります。地方自治においては、
それぞれ直接選挙によって選ばれ
た執行機関である首長と議会が二
元化された制度であります。議会
は執行機関である行政行動を監視
していく役割を担った機関であり
ます。

更に、随時、常任委員会の所管
事務調査が可能となり時期を逃す
ことなく調査が可能となります。
更なる委員会活動の充実化が図ら
れます。

また、地方自治法第179条第
1項に基づく専決処分が限りなく
無くなることとなります。

平成16年9月の地方自治法一部
改正により地方自治法第102条
第2項により通年議会の制度が認
められました。

本町議会においても、町民の付
託に即応するためにも開かれた議
会改革の一環として通年議会制度

ような会議と茶化すのは現在まで
行ってきた棚倉町議会や諸先輩議
員に対して侮辱的な発言であり、
同じように全国町村の通年議会を
導入していない94.6%の議会を
はじめ、多くの地方議会に対し大
変失礼な言動であり公式な会議で
の場での発言とは思われません。
このような考え方を基に通年議会
を取り入れては、町議会の質が大
きく疑われるところであります。

通年議会を今導入することには疑
問が残ります。
8月27日の最後の特別委員会の
前に、正副委員長・正副議長が町
執行部のところへ伺いました。こ
の件について委員から、出席され
ていた議長に、「どのような内容
であったか。」と聞いたところ、
議長は「ただ、ついいていただけ。
」との答弁でありました。特
別委員会では諮問される立場にあ
り通年議会を導入した際の説明責
任は議長にあるのにも関わらず、
人ごどのような残念な答弁であり
改めて導入に至る中身がないこと
を感じたところでありました。

「議会改革のためにも通年議会が
必要。」と考える議員もおります
が、そもそも議会改革とは何かと
考えるとき、まず初めに議員自ら
の資質の向上をはかり、議員とし
て与えられた職務を全うし、時に
は必要に応じ議会議規則・議会
運営基準等を見直す、議員そのも
の意識改革こそが議会改革の第
一步と考え、これらは通年議会
なくとも今すぐにもできる事
であります。目的でない大義のない

賛成討論 古市 泰久議員

私は通年議会制度導入の賛否に
関し賛成の立場で討論いたします。
通年議会の導入については、全員
協議会の中で論議され、すでに通
年議会が導入されている只見町、
小野町へ通年議会の行政調査を
実施し制度の集積と分析を重ねて
まいりました。

の導入をすべきものであります。
以上を申し上げ通年議会制度の
導入に関して私の賛成討論とし
ます。

反対討論 近藤 正光議員

私は通年議会の導入には慎重派
として対応してまいりました。今
まで5回の委員会が開かれました
が1回目は正副委員長の互選であ
り実質的には4回であります。

その内容については、自分たち
の主體的な考えは無く視察ありき
で他町村の資料を参考に協議して
きたところが実態であります。私
は今でも通年議会を導入せず現行
制度で十分対応できると思ってお
ります。通年議会導入については
メリット・デメリットの両面があ
るかと思いますが、県内59市町村
の中で町村では只見町、小野町、
会津美里町のわずか3町であり通
年議会が制度化されてからかなり
の年数が経っているのにも関わら
ず普及していないのはメリットが
あまりないからだと思います。

過日、小野町を視察した際、小
野町では11回の特別委員会を経て
導入に至った経緯があります。そ
れに比べ4回と極端に少なく、深

採決結果

【賛成者 7名】

鈴木政夫、藤田智之、佐川裕一、
古市泰久、和知裕喜、菊池忠一、
蛭田卓雄

【反対者 5名】

和知良則、須藤俊一、近藤正光、
佐藤喜一、藤田光子

※賛成多数により導入することが
決定した。

言わせて一言

人を・心を・時をつなぐたなぐらまちに

住む皆様にご意見、ご感想を伺いました。

最近、議会だよりが広報たなぐらと間違えるくらい表紙が明るくなり目を引き中身も分かりやすく充実し、自然と興味が湧き読むようになってきました。議員さんたちの仕事ぶりが伺えます。

さて、前回の選挙から4年目を迎え、今年は大変な選挙の年になりますね。そこで大切な1票を選ぶためにも傍聴をお勧めします。私も2回ほど傍聴に行きました。そこはとても静粛な場所で緊張したのを覚えています。

町長さん、各課長さん、議員さんが正面に向き合い、緊迫した中で質問し答弁していくそんな場面を実際に見て議員の皆さんが町民のために一生懸命になっていることに気付かされました。

私たちも議員さんに、どんな問題提供し安心して住みやすい町になるよう頑張ってくださいませ。

そして自分の選んだ議員さんの仕事ぶりを傍聴することで次の選挙で大事な一票を投票したいと思いませんか。

新町にお住まいの野崎トナ子さん



富田にお住まいの原勝則さん



議会だよりを通してのお願いですが、棚倉町は西郷村の堀川ダムから1日3千トンの水の供給を受け、年間約1億円の使用料を支払っていると聞いています。

また、森林再生事業等について議員が質問をしていましたが、近年の異常気象が続く中、全国でも多大な被害が発生しており、棚倉町においても太平洋高気圧の影響による猛暑が続く農作物の被害がありました。飲料水の多くを堀川ダムに依存していると思えます。

が、ダムに甚大な被害が生じた時の対策が難しくなると思います。今から将来に向けた対策として、水源確保のため八満山系の針葉樹林を落葉樹林に変えて、一滴の水が何日もかかり湧き水となる。

他町村の関係者と協力していただき、国に働きかけて下さい。水資源の確保及び汚泥の減少になると思います。久慈川の水位が増せば、飲料水や農業用水として利用できると思います。

森林事業と併せ、議員及び町職員の方々にお願いいたします。

あなたも議会を傍聴しませんか



傍聴の手続きは役場庁舎3階の傍聴席入口で住所と名前を書くだけで、どなたでも傍聴できます。

3月定例議会日程のお知らせ (予定)

3月7日(木) 開会・本会議	11日(月) 一般質問	15日(金) 予算特別委員会
8日(金) 本会議、委員会	12日(火) 一般質問	16日(土) 休会
9日(土) 休会	13日(水) 休会	17日(日) 休会
10日(日) 休会	14日(木) 予算特別委員会	18日(月) 本会議・閉会

編集後記

今回の「議会だより」は、盛りたくさんの内容となっています。これは、議会活動が活発になってきた表れとっておりますので、ご愛読くださるよう願っております。

寒さが厳しくなってきましたが、春が間もなく来ることを楽しみに頑張ってくださいたいと思っております。

広報編集常任委員会

副委員長 鈴木 政夫



広報編集常任委員会

- 委員長 藤田 智之
- 副委員長 鈴木 政夫
- 委員 古市 泰久
- 委員 須藤 俊一
- 委員 藤田 光子